

京都市会訓令甲第1号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月12日

京都市会議長 山本 恵一

第4条第5号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)